

「玉掛け業務従事者安全衛生教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条の2第2項、安全衛生教育指針により、玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年を経過した方等に対し、最新の知識や技能を取得するために安全衛生教育を行うことが定められています。

このたび、会員事業場のご要望もあり当協会として初めてとなる標記の教育を下記により開催いたしますので、この機会にぜひ受講いただきますようご案内申し上げます。

記


1. 日 時

令和4年6月10日(金) 9時20分～16時30分 (受付は9時00分から)

2. 場 所

神戸西労働基準協会研修室 神戸市兵庫区水木通7-1-18 メラード大開北館2階

3. 教育内容と教育時間

教育内容	時間割	時間	会場案内図
教育内容説明等	9:20～9:30		
①最近の玉掛け用具等の特徴	9:30～10:30	1時間	
②玉掛け用具等の取扱いと保守管理 (途中昼休憩50分)	10:40～14:20	2.5時間	
③災害事例及び関係法令	14:30～16:10	1.5時間	
修了証交付	16:10		

4. 受講対象者 : 玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方

5. 受講料 : 会員 7,500円/名、非会員 9,500円/名 (消費税、テキスト代を含む)

・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)

振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

6. 定員 : 20名 受付終了日: 令和4年6月1日(水) ただし、定員になり次第締め切ります。

7. 申込方法

- ・受講申し込みはホームページ(<https://kobehigashi.com>)にてお願いします。
- ・会員・非会員の区分は、受講資格欄に、会員は1を・非会員は2を選択して下さい。
- ・受講資格証(写し)の貼付は、受講申込画面の【修了証・免許証要件】を確認下さい(PDFは不可)。尚、顔写真は不要です。
注)ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

8. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証等)、玉掛け技能講習修了証、マスク、昼食、印鑑 等

9. その他

- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- ・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・本教育のお問い合わせは、神戸東労働基準協会までお願いします。
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。